

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年12月15日 12時30分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港南方沖 高知港御壘瀨灯台から真方位030°750m付近 （概位 北緯33°30.8′ 東経133°33.8′）
インシデントの概要	小型兼用船第五福丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年2月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 第五福丸、1.1トン K03-17216（漁船登録番号）、個人所有 第282-13568号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力47.81kW、4気筒、回転数毎分3,500、使用燃料軽油、平成3年1月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、帰航中、機関が突然停止し、船長が、主機等を点検して始動を試みたところ、主機が始動するものの、直ぐに停止することが分かり、自力での航行を諦めて118番通報を行い、来援した巡視艇によりえい航されて出航地に戻った。 本船は、約1か月半前にも同様の事象が発生しており、本インシデント後、機関整備会社が交換したばかりの‘主機燃料油こし器及び油水分離器のエレメント’（ペーパーフィルタ。以下「各種エレメント」という。）が再び閉塞した事実を勘案し、ステンレス製燃料油タンクの内部を洗浄した。
分析	本船は、燃料油タンク内に滞留したゴミ等が主機の燃料油供給系統に流入する状態で運航を続けたことから、各種エレメントが目詰まりして燃料油が主機へ供給されなくなり、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が燃料油タンク内に滞留したゴミ等が主機の燃料油供給系統に流入する状態で運航を続けたため、各種エレメントが目詰まりして燃料油が主機へ供給されなくなり、主機が運転でき

	なくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、10年に1度は燃料油タンクの内部を掃除する、又は定期的に水抜き剤（又は防カビ剤）を投入することが望ましい。